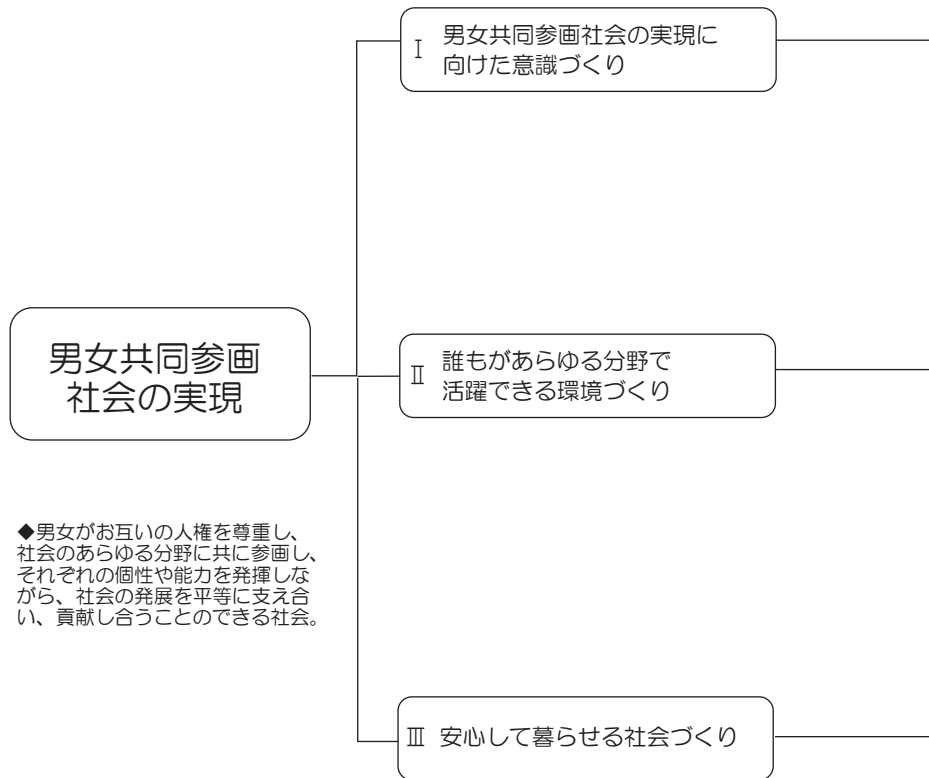


第2章 男女共同参画計画

〈目 標〉

美唄市男女共同参画計画（第3次） （体系図）



◆男女がお互いの人権を尊重し、社会のあらゆる分野に共に参画し、それぞれの個性や能力を発揮しながら、社会の発展を平等に支え合い、貢献し合うことのできる社会。

※本計画は、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「市町村基本計画」あり、必要な事項を基本方針6「男女間の暴力の根絶に向けた取組の推進」に盛り込んでいます。
また、女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」であり、基本方針3「政策・方針決定過程への女性参画の拡大」及び基本方針4「働く場における女性の活躍推進」に盛り込んでいます。

〈基本方針〉

〈施 策〉

